

様式第1号その2（第7条関係）

若年がん患者等生殖機能温存治療費補助金交付申請書兼実績報告書（温存後生殖補助医療分）

年 月 日

（宛先）静岡市長

補助金の交付を受けたいので、静岡市若年がん患者等生殖機能温存治療費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな			補助対象者との関係	
	氏 名				
	生年月日	年	月	日（ 歳）	性別 男 ・ 女
	住 所	〒			
	電話番号				
夫（申請者は記入不要）		ふりがな	生年月日		
		氏 名	年	月	日
妻（申請者は記入不要）		ふりがな	生年月日		
		氏 名	年	月	日
（いづれかの□にチェックをしてください） 補助対象者	☐ 申請者本人				
	☐ 申請者 本人以外	私は、上記申請者を代理人と定め、静岡市若年がん患者等生殖機能温存治療費補助金交付要綱に基づく手続き、請求及び受領に関する一切の権限を委任します（補助対象者が未成年の場合を除く。）。 ふりがな			
		氏 名		性別	男 ・ 女
		生年月日	年	月	日（ 歳）
		住 所	〒		
		電話番号			
	温存後生殖補助医療の助成を受けたことがありますか （いづれかの番号に○を付けてください）		1 ない 2 ある 補助回数（ ）回 助成を受けた自治体（ ）		
下記の同意事項及び確認事項欄の□にチェックを入れてください。					
同意事項	□主治医から生殖機能温存治療について十分な説明を受け、理解したうえで当該治療を受けましたので、欄外及び裏面の注意事項を理解の上、必要書類を添えて申請します。 また、若年がん患者等生殖機能温存治療費補助金の交付決定にあたり、医療機関又は他の地方公共団体に治療内容等を照会することについて同意します。				
確認事項	□静岡市不妊治療費（先進医療）補助金交付要綱（令和6年4月1日施行）に基づく補助金又は他の地方公共団体からの補助金等の交付を受けない。				
申請金額		領収金額合計が補助金の限度額のいずれか低い額 円			

(添付書類)

- (1) 若年がん患者等生殖機能温存後治療等証明書（様式第3号その2）
- (2) （温存後生殖補助医療の一部を連携機関で実施した場合のみ）
若年がん患者等生殖機能温存後治療に係る領収金額内訳証明書
（温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関）（様式第4号その2）
- (3) 市内に住所があることを証する書類
- (4) 両人の戸籍謄本
- (5) （事実婚の場合のみ）両人の住民票及び事実婚関係に関する申立書（様式第5号その2）
- (6) （補助対象者が未成年である場合のみ）申請者が補助対象者の法定代理人であることを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

注意事項

- 1 補助金交付の可否は、文書で通知します。
- 2 書類に不備がある場合、補助金を交付できないことがありますのでご注意ください。
- 3 補助対象経費（要綱で定める医療機関及び医療提供施設（当該医療機関が必要と認めるものに限る）における温存後生殖補助医療を受ける事業（医療保険各法に基づく給付又は他の地方公共団体からの補助金等の交付を受ける場合は除く。）の実施に要する費用（文書料、入院費、入院時の食事代、交通費その他治療に直接関係のない費用を除く。）のみを計上してください。
- 4 本事業を対象に、医療保険各法に基づく給付、静岡市不妊治療費（先進医療）補助金交付要綱（令和6年4月1日施行）に基づく補助金又は他の地方公共団体からの補助金等の交付を受ける場合は、補助対象となりません。
- 5 補助金額は、生殖機能温存治療に要する費用のうち以下のとおりとし、申請は、1人につき6回限りです。

温存後生殖補助治療の内容	補助金の限度額
凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円
凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円
凍結した未授精卵子を用いた生殖補助医療	25万円
凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円

- 6 医療機関によっては、証明書の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は、自己負担となります。（本事業の補助対象外）
- 7 本事業は、生殖機能温存治療に要する費用を申請に基づき静岡市が補助するものであり、がん治療及び生殖機能温存治療、生殖機能温存治療後の妊娠等、その医療の内容について静岡市が保証し、又は責任を負うものではありません。

個人情報の取扱いについて

得られた個人情報は、補助金の交付事務以外には使用しません。

なお、個人情報を加工した匿名加工情報として、県や市町のがん対策の推進に必要な用途（施策の立案や調査及び分析等）に活用することがあります。